

周南市告示第137号

令和3年10月4日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による周南市『徳山大学公立化のより良いあり方検討委員会』設置条例の制定の請求を令和3年10月4日付けで受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定により次のとおり告示する。

周南市長 藤 井 律 子

1 周南市条例制定請求代表者の住所及び氏名



北 村 俊 秀

2 請求の要旨

別紙のとおり

1 請求の要旨

①市民の声を聞き、市民に寄り添う市政運営を

市長は、今年度の施政方針で、「市民の皆様の声聞き、寄り添い、分かり合える市政の実現を一層めざしていかなければならない。」と述べられています。

しかし、徳山大学公立化については、市民説明会や出前トーク、パブリック・コメント等において、公立化に対し慎重な意見、反対の意見、疑問が多数出ているにもかかわらず、公立化に向けた手続きを急ぐあまり、市民の声や意見は置き去りにされ、性急に事を進めてこられました。市長が掲げた市民と分かり合える市政を実現するため、市民の声を聞き、寄り添い、より良い公立化のあり方を市民が主体的に考えるための条例制定を求めます。

②コロナ禍の状況や市民の関心の低さを踏まえた市民参画を

徳山大学公立化について、出前トークや市民説明会、シンポジウムなど市民参画の場が設けられました。しかし、コロナ禍の状況もあり、市民の関心は低く、出前トークと市民説明会の参加者は330名でした。この参加人数は、周南市の選挙人名簿登録者の0.27%です。また、5/15に実施されたシンポジウムも、コロナ対策のためWeb開催となりましたが、YouTube (Shunan movie チャンネル) 視聴は、7月26日時点で1,341回と低調です。

コロナ禍で参加機会や参加人数が制限されても市民参画条例で定める市民参画の方法を実施すれば、市民参画に問題ないと言えるのでしょうか。むしろ、コロナ禍だからこそ、市民に寄り添い、丁寧に市民参画に取り組む必要があります。

これからのまちづくりに重要なテーマだからこそ、徳山大学公立化を深く関わる市民が参画し、より良い公立化のあり方を市民が主体的に考えるための条例制定が必要です。

③「まったく新しい大学になる」公立化後の徳山大学に向けて

7/29の市議会全員協議会で、市長は「まったく新しい大学になる。新しい方向に刷新する。」と発言されました。しかし、市が示した徳山大学公立化の考え方(案)には、周南市らしい公立化後の新しさが掲載しておらず、市長の発言と市が示す計画に矛盾が生じています。

徳山大学を市長が目指す「まったく新しい大学に刷新していく」ためには、行政や徳山大学任せではなく、市民の英知を結集し、より良い公立化のあり方を市民が主体的に考えるための条例が必要です。